

冷凍保安規則の一部の改正

改正後	改正前
<p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p> <p>第七条 製造のための施設（以下「製造施設」という。）であつて、その製造設備が定置式製造設備（認定指定設備を除く。）であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について許容圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は当該冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものを行う耐圧試験に合格するものであること。</p> <p>七～十七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(協会等が行う完成検査の申請等)</p> <p>第二十二条 前条の規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(定置式製造設備に係る技術上の基準)</p> <p>第七条 製造のための施設（以下「製造施設」という。）であつて、その製造設備が定置式製造設備（認定指定設備を除く。）であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について許容圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う試験に合格するものであること。</p> <p>七～十七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(協会等が行う完成検査の申請等)</p> <p>第二十二条 前条の規定は、協会が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p>

2・3 [略]

(機器の製造に係る技術上の基準)

第六十四条 法第五十七条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 機器の冷媒設備（一日の冷凍能力が二十トン未満のものを除く。）に係る経済産業大臣が定める容器（ポンプ又は圧縮機に係るものを除く。以下この号において同じ。）は、次に適合すること。

イ〜チ [略]

リ 突合せ溶接による溶接部は、同一の溶接条件ごとに適切な機械試験に合格すること。ただし、当該容器の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものを行う試験に合格した場合は、この限りでない。

ヌ・ル [略]

二 機器は、冷媒設備について設計圧力以上の圧力で行う適切な気密試験及び配管以外の部分について設計圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う適切な耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、設計圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）に合格すること。ただし、耐圧試験にあつては、当該冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものを行う試験に合格した場合は、この限りでない。

三・四 [略]

2・3 [略]

(機器の製造に係る技術上の基準)

第六十四条 法第五十七条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 機器の冷媒設備（一日の冷凍能力が二十トン未満のものを除く。）に係る経済産業大臣が定める容器（ポンプ又は圧縮機に係るものを除く。以下この号において同じ。）は、次に適合すること。

イ〜チ [略]

リ 突合せ溶接による溶接部は、同一の溶接条件ごとに適切な機械試験に合格すること。ただし、経済産業大臣がこれと同等以上のものと認めた協会が行う試験に合格した場合は、この限りでない。

ヌ・ル [略]

二 機器は、冷媒設備について設計圧力以上の圧力で行う適切な気密試験及び配管以外の部分について設計圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う適切な耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、設計圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）に合格すること。ただし、経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた協会が行う試験に合格した場合は、この限りでない。

三・四 [略]

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の冷凍保安規則第七条第一項第六号並びに第六十四条第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

また、対象とする者については、冷凍則の改正にあわせて制定する通達により、試験及び冷媒設備の区分ごとに申請することとし、法第57条の機器製造業者以外の冷媒設備のみを製造する者についても、品質管理体制が適切である者に限り、対象者とするることにより、さらなる制度の効率的な運用を図るものとする。

さらに、第一種製造者等が用いる冷凍設備の技術上の基準における耐圧試験の特例である協会が行う試験（冷凍保安規則第7条第1項第6号ただし書）についても、同様に、協会が行う試験に代えて、機器製造業者又は冷媒設備のみを製造する者であって、試験方法、試験設備、試験員等の状況を含めた品質管理体制が適切である旨経済産業大臣が認めた者が試験を行うことができることとする。

(2) 改正を行う法令等

- ・ 冷凍則第7条第1項第6号、第64条第1号リ、同条第2号
- ・ 冷凍保安規則第7条第1項第6号又は第64条第1項第1号リ若しくは同条第2号の規定による試験を行う者の認定等について

2. 主な改正の内容

① 省令改正について、経済産業大臣が、品質管理体制が適切である冷媒設備の製造事業者を認める制度を創設し、現行の協会が行う試験に代えて行うことを可能とする。

具体的には、冷凍則第7条第1項第6号ただし書及び第64条第2号ただし書に規定する耐圧試験並びに第64条第1号リただし書に規定する突合せ溶接部の機械試験において、「経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた協会が行う試験」とあるのを「冷媒設備の製造をする者であって、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものを行う試験に合格した場合は、この限りでない」等に改める。

冷凍保安規則の一部を改正する省令等について

令和4年9月

経済産業省

高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号、以下「法」という。）第57条において、冷凍設備に用いる機器の製造を行う機器製造業者は、技術上の基準に従って機器を製造することと規定され、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号、以下「冷凍則」という。）第64条第1号リ又は第2号に規定する突合せ溶接部の機械試験又は耐圧試験において、冷媒設備が「試験に合格するものであること」が求められる。ただし、「経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う試験に合格した場合は、この限りでない」と規定され、現在協会は、経済産業大臣に承認された試験基準に基づいた試験を行っている。

他方で現在、機器製造業者のほとんどが、その製造事業所において品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001を取得しているなど、高度な品質管理体制を構築しており、技術進歩へ適切に対応し、自主保安を実施している。このため、今後は、冷凍則第64条第1号リただし書又は第2号ただし書に規定する協会が行う試験に代えて、機器製造業者であって、試験方法、試験設備、試験員等の状況を含めた品質管理体制が適切である旨経済産業大臣が認めた者が試験を行うことができることとする。なお、機器製造業者であって、適切な品質管理体制を有する者を経済産業大臣が厳格に審査することで、既存の高圧ガス保安協会による試験と同等の試験水準を確保することとする。

② 通達制定について、冷凍則に規定する「冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う試験に合格した場合は、この限りでない」の基準等を定めることとし、認定の区分、申請手続、審査項目、申請方法等についての詳細を規定する。

③ その他、必要な改正を行う。